

鹿屋工業高等学校部活動に係る活動方針（案）

はじめに

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月県教育委員会）を踏まえ、本校部活動に係る活動方針を以下のように策定する。

1 基本的な考え方

校訓の「自立・勤勉・不屈」のもと、「生きる力」を育む目的のために、以下のような基本的な考え方で行うこととする。

- (1) 運動部活動においては生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。
- (2) 文化部活動においては生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心の創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- (3) 全ての部活動において、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることが出来るようにすることを重視する。その際、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、合理的でかつ効率的・効果的な取組になるよう留意する。

2 活動方針

(1) 活動日について

原則として平日1日、週休日1日以上 of 休養日を設ける。また、長期休業中のリフレッシュウィーク及び年末年始の学校閉校日についても原則として休養日とする。

なお、学校行事や大会前等によって休養日を設定できない場合は、年間を通して週当たり2日以上に相当する休養日を確保するように調整する。

(2) 1日の活動時間について

- ① 平日は2時間程度とする。
- ② 週末、祝日、長期休業中は3時間程度（午前または午後の半日単位）とする。
ただし、練習試合（遠征）等で活動時間を超過する場合は、生徒や保護者の同意の下過度な負担とならないよう配慮し休養日の調整を図るものとする。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

- ① 校長及び部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ② 部顧問は、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めたり、生徒の心身に負担を与えることを十分に理解する。
- ③ 部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトしないように指導を行う。その際、競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的なトレーニングの積極的な導入等により休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ④ 部顧問は、生徒主体の会議やミーティングを設ける等、生徒の主体性を尊重し生徒と共に学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。
- ⑤ 部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は生徒の活動機会が損なわれることのないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組について検討する。
- ⑥ 部活動を実施する上で必要な感染症対策を講じ、生徒および部顧問の健康を維持する。
また、自治体等の非常事態発令の際には保健所等の公的機関および校長の指示に従う。